

図書館法施行規則の一部改正に伴う本学履修科目の変更について

図書館法施行規則の一部改正(「図書館法施行規則の一部を改正する省令」文部科学省令第 21 号)に伴い、皆様に学習いただいております、現行カリキュラム科目での資格取得は**平成 24 年 3 月 31 日まで**となります。

つきましては、平成 24 年 4 月 1 日以降、図書館司書課程を継続して学習される場合、新規科目の追加・変更履修が必要となります。平成 24 年 3 月 31 日までに、現行カリキュラム科目をすべて修得する方につきましては、追加・変更履修はありません。

今後の履修につきましては、下記をよくご覧いただき、図書館司書資格取得までに履修科目の不足がないよう、ご注意ください。宜しく願いいたします。

記

① 平成 24 年 3 月 31 日までに全ての科目を修得する場合

現行の科目をもって資格を取得できます。

〈平成 24 年 3 月 31 日付修了となる 現行カリキュラム科目の修得期限について〉

通信科目の修得期限については、平成 24 年 3 月 25 日実施の科目終了試験結果までが有効です。

※レポート合格見込み受験をし、科目終了試験合格・レポート不合格の場合、平成 24 年 3 月 31 日までに受付された再提出レポート結果が有効です。

面接科目の修得期限については、平成 24 年 2・3 月実施のスクーリング結果までが有効です。

通信科目・面接科目、いずれも結果通知が 4 月 1 日以降になる点は問題ありません。

② 平成 24 年 4 月 1 日以降 継続して学習する場合

4 月 1 日以降、原則として、新カリキュラム科目の履修が必要です。

修得済の現行カリキュラム科目の読替、新規追加科目の詳細については、別紙をご確認ください。

納入金の変更はありません(通信科目およびスクーリング教材費を除く)。

〈現行カリキュラム科目の修得期限について〉

現行カリキュラム科目の修得期限は、原則平成 24 年 3 月 31 日までとなります。

通信科目の修得期限については、平成 24 年 3 月 25 日実施の科目終了試験結果までが有効です。ただし、延長期間を設けておりますので、詳細については読替表下段をご確認ください。

面接科目の修得期限については、平成 24 年 2・3 月実施のスクーリング結果までが有効です。

通信科目・面接科目、いずれも結果通知が 4 月 1 日以降になる点は問題ありません。

以上